

○可茂衛生施設利用組合会計管理者事務専決、代決規程

平成 3 年 6 月 1 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 2 号

改正 平成11年 4 月 1 日組合訓令甲第 1 号 平成18年 4 月 1 日組合訓令甲第 4 号
平成19年 4 月 1 日組合訓令甲第 1 号 平成22年 4 月 1 日組合訓令甲第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、会計管理者の権限に属する事務のうち専決する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者又は会計管理者の補助職員が、その権限に属する事務の処理について意思決定することをいう。
- (2) 専決 会計管理者の補助職員が、会計管理者の権限に属する事務を常時会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 前 2 号の決済をすることができる者（以下「決裁権者」という。）が、旅行、病気その他の理由により決裁することができない場合において、一時決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 会計課長 可茂衛生施設利用組合行政組織規則（平成11年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号。（以下「規則」という。）第 5 条第 1 項に規定する課の長をいう。
- (5) 出納係長 規則第 5 条第 2 項に規定する係の長をいう。
- (6) 審査係長 規則第 5 条第 2 項に規定する係の長をいう。

(専決事項)

第 3 条 会計管理者は、次の各号に掲げる事項を会計課長に専決させるものとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、この限りではない。

- (1) 可茂衛生施設利用組合事務決裁規程（平成11年可茂衛生施設利用組合訓令甲第 2 号）別表第 2 号に規定する支出負担行為に関する事務のうち、課長専決事項に係るものの支出負担行為の確認及び支出命令に関すること。
- (2) 歳入歳出外現金に関すること。
- (3) 更正に関すること。
- (4) 調定通知に関すること。
- (5) 過誤払金の戻入に関すること。
- (6) 歳入金の還付に関すること。
- (7) 収入票の起票に関すること。
- (8) 送付された現金及び金券の受入に関すること。
- (9) 物品の交付、返納物品の受入れ、物品の所管換え等の承認に関すること。

(代決)

第 4 条 会計管理者の代決は、会計課長が行う。

- 2 会計課長の代決は、出納係長又は審査係長が行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、異例又は重要と認められるものについては、代決することができない。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたものについては、この限りでない。
- 4 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁者の後閲を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成11年組合訓令甲第1号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年組合訓令甲第4号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年組合訓令甲第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年組合訓令甲第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。